

はじめに

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」について、国土交通省国土技術政策総合研究所（以下「国総研」という。）と国立研究開発法人建築研究所（以下「建研」という。）は、地震発生直後から建築物を中心とした被害状況を把握し、必要な対策等に活かすための情報収集、現地調査、調査結果のWeb公開ⁱ⁾等のさまざまな活動を行ってきた。

国総研及び建研による調査のうち、令和6年10月時点までの内容については、国総研に設置された「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」（構造分野）や、総務省消防庁及び国土交通省住宅局が設置した「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」（防火分野）、国土交通省住宅局の「能登半島地震を受けた住まい・集落等の復旧に資する被害状況調査・居住機能の継続性確保等に係る検討業務」（計画分野）、及び、各種の直轄調査などに対して行った技術支援の内容も含め、国総研資料No.1296・建研資料No.212「令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告（速報）」ⁱⁱ⁾（以下「速報」という。）に取りまとめられている。

本報告書は、速報以降に実施された建築物の被害調査及び研究の概要を、記録として残すためにまとめたものであり、「第Ⅰ部 地震動等による木造建築物の被害」、「第Ⅱ部 地震動等により転倒・沈下等を生じた鉄筋コンクリート造等建築物の被害」、「第Ⅲ部 火災による被害」、「第Ⅳ部 建築物の機能継続に関する調査」の計4部から構成されている。ここで報告されたうち構造関係の調査結果（なお、第Ⅳ部に関してはホームページで公表済みⁱⁱⁱ⁾）は、上記「令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会」が令和7年12月に公表した「最終とりまとめ」^{iv)}の作成に活用されている。

本報告は出版時点での情報や知見に基づくものであり、必ずしも被害の全容を網羅するものではないことに留意されたい。また、本報告における被害状況に関する記述は調査時点での両研究所の学術的な調査によるものであり、各自治体が発行する罹災証明における全壊や半壊の判断等には関係しない。なお、今後も必要な調査や検討は継続していく予定である。

ⁱ⁾ 国総研 (<https://www.nilim.go.jp>) と建研 (<https://www.kenken.go.jp>) のホームページには、各種災害調査報告を掲載したページをそれぞれ設けており、そこに本報告書をまとめた元となる個別の調査や研究の速報などを掲載している。

ⁱⁱ⁾ 国総研，建研：「令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告（速報）」，国土技術政策総合研究所資料 No. 1296，建築研究所資料 No. 212，2024. 10

ⁱⁱⁱ⁾ 国総研，建研，（公社）空気調和・衛生工学会，（一社）建築設備技術者協会，建築研究開発コンソーシアム：令和6年能登半島地震による建築設備等の被害調査報告，https://www.kenken.go.jp/japanese/contents/topics/2026/R8_01_09_noto.pdf

^{iv)} 国総研：令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会，https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000221.html